

○ 社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省・労働省令第一号）（第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

別表
(第一条関係)

一〇五十四 (略)

五十五 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）及び同法に基づく命令に係る申請等 同法第二十四条第一項の居宅サービス等を行つた者等の報告等、同条第二項の介護給付等を受けた被保険者等の報告等、同法第四十二条第三項の居宅サービス等を担当する者等の報告等、同法第四十二条の三第三項の地域密着型サービス等を担当する者等の報告等、同法第四十五条第八項の住宅改修を行う者等の報告等、同法第四十七条第三項の居宅介護支援等を担当する者等の報告等、同法第四十九条第三項の施設サービスを担当する者等の報告等、同法第五十四条第三項の介護予防サービス等を担当する者等の報告等、同法第五十四条の三第三項の地域密着型介護予防サービス等を担当する者等の報告等、同法第五十九条第三項の介護予防支援等を担当する者等の報告等、同法第六十九条の二十二第一項及び第二項の登録試験問題作成機関等の報告等、同法第六十九条の三十第一項（同法第六十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）の指定試験実施機関等の報告等、同法第六十九条の三十八第一項の介護支援専門員の報告等、同法第七十六条第一項の指定居宅サービス事業

現 行

別表
(第一条関係)

一〇五十四 (略)

五十五 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）及び同法に基づく命令に係る申請等 同法第二十四条第一項の居宅サービス等を行つた者等の報告等、同条第二項の介護給付等を受けた被保険者等の報告等、同法第四十二条第三項の居宅サービス等を担当する者等の報告等、同法第四十二条の三第三項の地域密着型サービス等を担当する者等の報告等、同法第四十五条第八項の住宅改修を行う者等の報告等、同法第四十七条第三項の居宅介護支援等を担当する者等の報告等、同法第四十九条第三項の施設サービスを担当する者等の報告等、同法第五十四条第三項の介護予防サービス等を担当する者等の報告等、同法第五十四条の三第三項の地域密着型介護予防サービス等を担当する者等の報告等、同法第五十九条第三項の介護予防支援等を担当する者等の報告等、同法第六十九条の二十二第一項及び第二項の登録試験問題作成機関等の報告等、同法第六十九条の三十第一項（同法第六十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）の指定試験実施機関等の報告等、同法第六十九条の三十八第一項の介護支援専門員の報告等、同法第七十六条第一項の指定居宅サービス事業

者等の報告等、同法第七十八条の七第一項の指定地域密着型サービス事業者等の報告等、同法第八十三条第一項の指定居宅介護支援事業者等の報告等、同法第九十条第一項の指定介護老人福祉施設等の報告等、同法第一百条第一項の介護老人保健施設の開設者等の報告等、同法第一百十二条第一項の指定介護療養型医療施設等の報告等、同法第一百十五条の七第一項の指定介護予防サービス事業者等の報告等、同法第一百十五条の十七第一項の指定地域密着型介護予防サービス事業者等の報告等、同法第一百十五条の二十七第一項の指定介護予防支援事業者等の報告等、同法第一百十五条の四十第一項（同法第一百十五条の四十二第三項において準用する場合を含む。）の指定調査機関等の報告等、同法第一百八十二条第一項の指定居宅サービス事業者等の報告等、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第十一条の四の指定市町村事務受託法人の報告並びに同令第十二条の九の指定都道府県事務受託法人の報告以外の申請等

五十六 （略）

者等の報告等、同法第七十八条の七第一項の指定地域密着型サービス事業者等の報告等、同法第八十三条第一項の指定居宅介護支援事業者等の報告等、同法第九十条第一項の指定介護老人福祉施設等の報告等、同法第一百条第一項の介護老人保健施設の開設者等の報告等、同法第一百十二条第一項の指定介護療養型医療施設等の報告等、同法第一百十五条の七第一項の指定介護予防サービス事業者等の報告等、同法第一百十五条の十七第一項の指定地域密着型介護予防サービス事業者等の報告等、同法第一百十五条の二十七第一項の指定介護予防支援事業者等の報告等、同法第一百十五条の四十第一項（同法第一百十五条の四十二第三項において準用する場合を含む。）の指定調査機関等の報告等、同法第一百八十二条第一項の指定居宅サービス事業者等の報告等、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第十一条の四の指定市町村事務受託法人の報告並びに同令第十二条の九の指定都道府県事務受託法人等の報告以外の申請等

五十六 （略）

○ 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）（第十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（法第四条第二項第二号イの厚生労働省令で定める施設）

第四条

（略）

一 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十六項に規定する夜間対応型訪問介護の事業のために必要な施設
二 介護保険法第八条第十七項に規定する認知症対応型通所介護又は同法第八条の二第十五項に規定する介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う施設
三 介護保険法第八条第十八項に規定する小規模多機能型居宅介護又は同法第八条の二第十六項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う拠点

四 介護保険法第八条第十九項に規定する認知症対応型共同生活介護又は同法第八条の二第十七項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う住居

五 （略）

（法第四条第二項第二号ロの厚生労働省令で定める老人福祉施設）

第五条

（略）

二 老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム（軽費老人ホ

（法第四条第二項第二号イの厚生労働省令で定める施設）

第四条

（略）

一 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十五項に規定する夜間対応型訪問介護の事業のために必要な施設
二 介護保険法第八条第十六項に規定する認知症対応型通所介護又は同法第八条の二第十五項に規定する介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う施設
三 介護保険法第八条第十七項に規定する小規模多機能型居宅介護又は同法第八条の二第十六項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う拠点

四 介護保険法第八条第十八項に規定する認知症対応型共同生活介護又は同法第八条の二第十七項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う住居

五 （略）

（法第四条第二項第二号ロの厚生労働省令で定める老人福祉施設）

第五条

（略）

二 老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム（軽費老人ホ

ームの設備及び運営に関する基準（平成二十年厚生労働省令第百七号）附則第二条第一号に規定する軽費老人ホームA型及び同条第二号に規定する軽費老人ホームB型を除く。）であつて、その入所定員が二十九人以下であるもののうち、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業（介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定に係る同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス事業（同条第二十項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護を行う事業に限る。）をいう。）を行うもの

三 （略）

（法第四条第二項第二号ハの厚生労働省令で定める事業）

第六条 （略）

一 介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設であつて、その入所定員が二十九人以下であるものを整備する事業

二 （略）

三 介護予防事業（要介護状態等（介護保険法第二条第一項に規定する要介護状態等をいう。以下この号において同じ。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業を行う。）を行う拠点

四 介護保険法第一百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターを整備する事業

五・七 （略）

ームの設備及び運営に関する基準（平成二十年厚生労働省令第百七号）附則第二条第一号に規定する軽費老人ホームA型及び同条第二号に規定する軽費老人ホームB型を除く。）であつて、その入所定員が二十九人以下であるもののうち、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業（介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定に係る同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス事業（同条第十九項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護を行う事業に限る。）をいう。）を行うもの

三 （略）

（法第四条第二項第二号ハの厚生労働省令で定める事業）

第六条 （略）

一 介護保険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設であつて、その入所定員が二十九人以下であるものを整備する事業

二 （略）

三 介護予防事業（要介護状態等（介護保険法第二十条に規定する要介護状態等をいう。以下この号において同じ。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業を行う。）を行う拠点

四 介護保険法第一百十五条の四十五第一項に規定する地域包括支援センターを整備する事業

五・七 （略）

○ 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成四年労働省令第十八号）（第十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
	（介護関係業務の範囲を定める福祉サービス又は保健医療サービス）
第一条 （略）	第一条 （略）
一〇一二 （略）	一〇一二 （略）
十三 介護保険法第八条第十五項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護	十三 介護保険法第八条第十五項に規定する夜間対応型訪問介護
十四 介護保険法第八条第十六項に規定する夜間対応型訪問介護	十四 介護保険法第八条第十六項に規定する認知症対応型通所介護
十五 介護保険法第八条第十七項に規定する認知症対応型通所介護	十五 介護保険法第八条第十七項に規定する小規模多機能型居宅介護
十六 介護保険法第八条第十八項に規定する小規模多機能型居宅介護	十六 介護保険法第八条第十八項に規定する認知症対応型共同生活介護
十七 介護保険法第八条第十九項に規定する認知症対応型共同生活介護	十七 介護保険法第八条第十九項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護
十八 介護保険法第八条第二十項に規定する認知症対応型共同生活介護	十八 介護保険法第八条第二十項に規定する認知症対応型特定施設入居者生活介護
十九 介護保険法第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	十九 介護保険法第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
二十 介護保険法第八条第二十二項に規定する複合型サービス	二十 介護保険法第八条第二十二項に規定する居宅介護支援
二十一 介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援	二十一 介護保険法第八条第二十四項に規定する介護福祉施設サービス
二十二 介護保険法第八条第二十六項に規定する介護福祉施設サービス	二十二 介護保険法第八条第二十六項に規定する介護保険法第八条第二十六項に規定する介護福祉施設サービス

二十三 介護保険法第八条第二十七項に規定する介護保健施設サービス

ス

二十四～四十八 (略)

四十九 第一号、第二号、第二十四号、第二十五号及び第四十号に掲げるもののほか、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活に支障がある者の居宅において行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話

五十 福祉用具（介護保険法第八条第十二項に規定する福祉用具をいう。）の販売（第十二号及び第三十五号に掲げるものを除く。）

五十一～五十三 (略)

二十一 介護保険法第八条第二十五項に規定する介護保健施設サービ

ス

二十二～四十六 (略)

四十七 第一号、第二号、第二十二号、第二十三号及び第三十八号に掲げるもののほか、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活に支障がある者の居宅において行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話

四十八 福祉用具（介護保険法第八条第十二項に規定する福祉用具をいう。）の販売（第十二号及び第三十三号に掲げるものを除く。）

四十九～五一 (略)

○

(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の一第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則
(平成十一年厚生省令第三十六号) (第二十条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案

目次

第一章・第二章 (略)

第三章 保険給付

第一節 通則 (第三十四条—第三十四条の二十一)

第二節 (第五節) (略)

第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設

第一節 (第九節) (略)

第十節 介護サービス情報の公表 (第一百四十条の四十三—第一百四十条の六十二の二)

第五章 (第八章)

第九章 雜則 (第一百六十五条の二—第一百六十五条の六)

第十章 (略)

附則 (略)

(令第十二条の二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める特別の事情)

現 行

目次

第一章・第二章 (略)

第三章 保険給付

第一節 通則 (第三十四条—第三十四条の十三)

第二節 (第五節) (略)

第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設

第一節 (第九節) (略)

第十節 介護サービス情報の公表 (第一百四十条の四十三—第一百四十条の六十二)

第五章 (第八章)

第九章 雜則 (第一百六十五条の二—第一百六十五条の四)

第十章 (略)

附則 (略)

(令第十二条の二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める特別の事情)

第三十四条の三 令第十一條の二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、当該申請に係る同条第一項に規定する市町村事務受託事務所（以下「市町村事務受託事務所」という。）の所在地の市町村の区域内に要介護認定調査事務に係る法第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人（以下「指定市町村事務受託法人」という人」という。）が存在しないことその他これに準ずる事情とする。

（指定市町村事務受託法人に係る指定の申請等）

第三十四条の四 令第十一條の二第一項の規定に基づき指定市町村事務受託法人の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る市町村事務受託事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 当該指定に係る市町村事務受託事務所の名称及び所在地

二 （略）

三 当該申請に係る市町村事務（令第十一條の二第一項に規定する市町村事務をいう。以下同じ。）の種類

四 当該申請に係る市町村事務の開始の予定年月日

五 （略）

六 市町村事務受託事務所の平面図

七 市町村事務受託事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

八 （略）

九 照会等対象者（法第二十三条に規定する照会等対象者をいう。以下同じ。）又は市町村事務に係る被保険者若しくはその家族等からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

十 当該申請に係る市町村事務に係る職員の勤務の体制及び勤務形態

（指定市町村事務受託法人に係る指定の申請等）

第三十四条の四 令第十一條の二第一項の規定に基づき指定市町村事務受託法人の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 当該指定に係る事務所の名称及び所在地

二 （略）

三 当該申請に係る受託事務の種類

四 当該申請に係る受託事務の開始の予定年月日

五 （略）

六 事務所の平面図

七 事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

八 （略）

九 照会等対象者（法第二十三条に規定する照会等対象者をいう。以下同じ。）又は受託事務（令第十一條の二第二項に規定する受託事務をいう。以下同じ。）に係る被保険者若しくはその家族等からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

十 当該申請に係る受託事務に係る職員の勤務の体制及び勤務形態

第三十四条の三 令第十一條の二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、当該申請に係る事務所の所在地の市町村の区域内に要介護認定調査事務に係る法第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人（以下「指定市町村事務受託法人」という。）が存在しないことその他これに準ずる事情とする。

十一 当該申請に係る市町村事務に係る資産の状況

十二 令第十一条の二第二項各号に該当しないことを誓約する書面（次条において「誓約書」という。）

十三～十五 （略）

2・3 （略）

（指定市町村事務受託法人の名称等の変更の届出等）

第三十四条の五 指定市町村事務受託法人は、前条第一項第一号、第二号、第五号（当該指定に係る事務に関するものに限る。）から第八号まで、第十三号及び第十四号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定市町村事務受託法人の市町村事務受託事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うを添付して行うものとする。

2 市町村事務の廃止、休止又は再開については、第一百三十三条第二項及び第三項（第三号を除く。）の規定を準用する。

（市町村事務の委託の公示等）

第三十四条の六 （略）

一 当該委託に係る市町村事務受託事務所の名称及び所在地

二・三 （略）

四 委託する市町村事務の内容

五 （略）

一 当該委託に係る市町村事務受託事務所の名称及び所在地
二・三 （略）

十一 当該申請に係る受託事務に係る資産の状況

十二 令第十一条の二第二項各号に該当しないことを誓約する書面（

十三～十五 （略）

2・3 （略）

（指定市町村事務受託法人の名称等の変更の届出等）

第三十四条の五 指定市町村事務受託法人は、前条第一項第一号、第二号、第五号（当該指定に係る事務に関するものに限る。）から第八号まで、第十三号及び第十四号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定市町村事務受託法人の事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

2 受託事務の廃止、休止又は再開については、第一百三十三条第二項（第三号を除く。）の規定を準用する。

（事務の委託の公示等）

第三十四条の六 （略）

一 当該委託に係る事務所の名称及び所在地

二・三 （略）

四 委託事務の内容

五 （略）

一 当該委託に係る事務所の名称及び所在地
二・三 （略）

四 委託している市町村事務の内容

3・4 (略)

(管理者)

第三十四条の八 指定市町村事務受託法人は、市町村事務受託事務所ごとに管理者を置かなければならない。

(身分を証する書類の携行)
第三十四条の九 指定市町村事務受託法人は、市町村事務を行う場合においては、当該職員に身分を証する書類を携行させ、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(準用)

第三十四条の十 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第十八条、第二十二条、第二十四条、第二十七条及び第二十八条の規定は指定市町村事務受託法人について準用する。この場合において、指定居宅介護支援等基準第十八条、第二十二条及び第二十四条中「指定居宅介護支援事業所」とあるのは「市町村事務受託事務所」と、指定居宅介護支援等基準第十八条中「掲げる事業」とあるのは「掲げる事務」と、「指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額」とあるのは「市町村事務の実施方法及び内容」と、指定居宅介護支援等基準第二十二条中「介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資する」と認められる」とあるのは「職員の勤務の体制その他の」と、指定居宅介護支援等基準第二十七条中「利用者に対する指定居宅介護支援指定居宅介護支援の提供により」とあるのは「市町村事務の実施による提供により」とあるのは「受託事務の実施により」と、「市町村、

四 委託事務の内容

3・4 (略)

(管理者)

第三十四条の八 指定市町村事務受託法人は、事務所ごとに管理者を置かなければならない。

(身分を証する書類の携行)
第三十四条の九 指定市町村事務受託法人は、受託事務を行う場合においては、当該職員に身分を証する書類を携行させ、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(準用)

第三十四条の十 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第十八条、第二十二条、第二十四条、第二十七条及び第二十八条の規定は指定市町村事務受託法人について準用する。この場合において、指定居宅介護支援等基準第十八条、第二十二条及び第二十四条中「指定居宅介護支援事業所」とあるのは「事務所」と、指定居宅介護支援等基準第十八条中「掲げる事業」とあるのは「掲げる事務」と、「指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額」とあるのは「受託事務の実施方法及び内容」と、指定居宅介護支援等基準第二十二条中「介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資する」と認められる」とあるのは「職員の勤務の体制その他の」と、指定居宅介護支援等基準第二十七条中「利用者に対する指定居宅介護支援の提供により」とあるのは「受託事務の実施により」と、「市町村、